構造性能評価業務

中低層等免震・制振建築物の短期間審査のご案内

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

中低層等免震建築物の構造性能評価における短期間審査

一定規模以下の建築物等について、短期間で性能評価をお受けいただけるよう、少人数の担当評価員による審査を運用しております。

対象

●高さ 100m以下の免震建築物等が対象です。
- 免震建築物以外の制振構造等の建築物も対象です。
- 高さ 60mを超える建築物については、次の項目に該当するものに限ります。なお、これらに該当する場合であっても、評価員の判断、審査件数の状況により、超高層・免震等建築物構造審査委員会で審査する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - 建物形状、架構形式等が著しく特殊でない建築物
  - 特殊な制振装置、特殊な材料等が採用されていない建築物
  - 既存構造部分（既存杭を含む。）が含まれない建築物
  - 特定天井に該当する天井がない建築物
  - 免震建築物の耐風設計指針（JSSI）による免震層の風応答状態ランクがＡ又はＢとなる建築物
  - 原子力発電所重要棟などの特殊な機能が要求されない建築物

（※高さ 60m以下の建築物について、これらの特殊性に該当する場合は、申請前に担当職員にご相談ください。）

審査方法の特徴

●審査期間の大幅な短縮が可能です。

～随時受付～
- 申請資料が整い次第、担当評価員（原則３名）による審査を開始します。
- 審査は、ウェブ会議システムによる場合、対面による場合のいずれかを選択できます。

～随時完了～
- 担当評価員による審査終了後、速やかに性能評価書を発行します。

●審査用提出図書を大幅に削減し４部としました。

●委員会への出席が不要です。
- 本審査方法による性能評価は「中低層免震制振構造審査委員会」の評価員が行います。
- 原則として、委員会による案件の審査はありません。

●担当評価員のうち少なくとも１名は当財団の常勤評価員が担当しますので、ご希望に合わせていつでもご相談をお受けいたします。

BCJ の性能評価のメリット

信頼性

●評価員は、トップレベルの学識経験者や実務経験者により構成されています。

●法令上の取扱いに詳しい職員が対応いたします。

●お客様に分かりやすくかつ過不足のない審査を行います。

スムーズな手続きのために

●お客様に手戻りが生じないよう、担当職員及び常勤評価員が設計の早い段階から事前相談をお受けいたします。

●申請後もスムーズに審査が進むよう、ご質問・ご相談内容に適確に対応し、お客様をサポートします。

●国土交通大臣認定の申請手続きをお手伝いします。

●他分野（避難安全検証など）の性能評価とスケジュールを調整するなど審査の連携を図ります。

●お客様のご要望に応じて性能評価と確認検査等のワンストップサービスをご利用いただけます。
- 性能評価における事前相談時から効率的に確認検査担当者と調整ができます。
- 設計変更についても確認検査と連携してスムーズに手続きを行います。

大臣認定までのプロセス

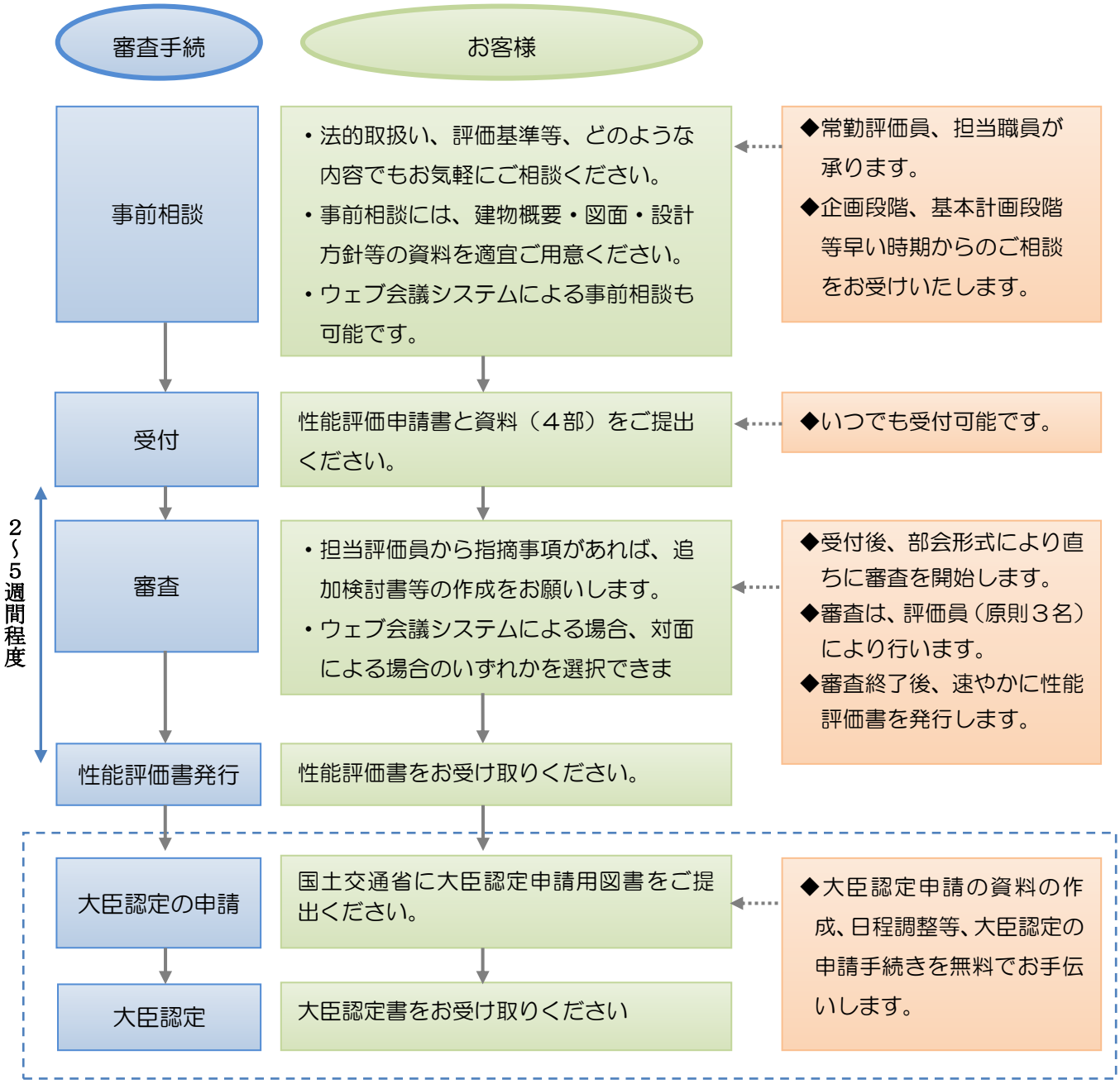

〇お問合せ先
一般財団法人日本建築センター　評定部　住宅・新技術課
TEL　03-5283-0467
FAX　03-5281-2823

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan
2025/5/1(Ver1.10)